

再整備事業に係る事業地内の土壌の状況について

土壌汚染状況調査（経過）

令和3年度に行った自主調査（自然由来想定土壌汚染地の調査（-3mまで））の結果、「鉛・ヒ素」について、基準超過が認められたため、土壌汚染対策法に定める区域指定に向け、以下の調査を行いました。

1 地歴調査業務 令和4年10月～令和5年1月

入札による選定業者により資料・聴取・現地調査が行われ、1月13日に結果の納品がありました。

昭和47年～ 卸売市場としての土地利用により、特定有害物質の使用等が想定される状況は認められず、土壌汚染の蓋然性を示す情報は無い。

造成時 造成等に起因する土壌汚染の情報は得られなかった。

～昭和47年 開設前は、桑畑・水田・畑等であり、特定有害物質の使用等の履歴は考え難く、土壌汚染の蓋然性を示す情報も認められない。

本調査の限り、調査対象地には「鉛・ヒ素・フッ素・ほう素」を除く特定有害物質について、土壌汚染が存在するおそれは認められない。

2 検体調査 令和3年11月・令和5年2月 鉛・ヒ素・フッ素・ほう素

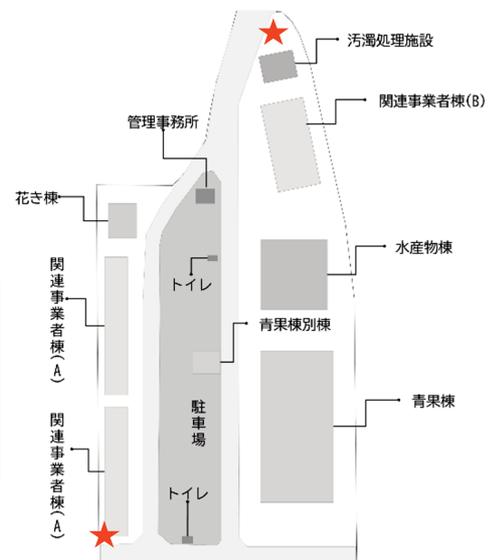
-10mまでの検体調査した結果は以下のとおりです。

試料採取場所 ★の2カ所（令和3年度採取）

物質名	鉛	ヒ素	フッ素
土壌溶出量基準	0.01 mg/L	0.01 mg/L	0.8mg/L
最大値	0.033 mg/L	0.041 mg/L	1.1 mg/L
基準不適合試料数／調査試料数	6 / 22	8 / 22	1 / 22

土壌含有量調査 ※胃酸想定溶液で溶出される重金属含有量を測定

●検体すべてが土壌含有量基準に適合



3 土壌汚染対策法の区域指定の申請 令和5年2月

以上の状況を踏まえ、2月16日：市生活環境課に区域指定を申請しました。

形質変更時要届出区域（土壌汚染の摂取経路がなく健康被害が生じるおそれがないため、汚染の除去等の措置が不要な区域。）として指定されると、土地の形質の変更をしようとする者は、市長に届出が必要となります。（法第12条）

4 その他

再整備事業の発注時に示した「要求水準書」に、下のとおり記載しており、3の区域指定を踏まえて業務を進捗しています。

令和3年11月に実施した調査（自然由来による土壌汚染地の自主調査）により、鉛・ヒ素の調査対象物質が、土壌溶出量調査において、溶出量基準に不適合であることが判明した。

自然由来と推定される土壌汚染で、必要に応じて、形質変更時要届出区域の指定の申請を予定している。

掘削等して発生した土壌については、原則、本事業地内で使用することとし、やむを得ず、場外に搬出する際は、法に基づく届出が必要となるため、事前に市に報告した上で、適切に処理すること。

当該汚染土壌の搬出・処分にかかる費用については、本事業に含むものとする。